

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第4回）

令和3年4月13日

【浜田座長】 皆さん、おはようございます。前回の会議から1か月ちょっと時間が空きましたが、ただいまから文化審議会博物館部会、法制度の在り方に関するワーキンググループの第4回を開催いたします。

皆さん、年度初めのご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、年度の切り替わりに際しまして、事務局に体制の変更があったということですので、ご紹介をお願いしたいと思います。

【稲畑補佐】 事務局でございます。事務局において、人事異動がございまして、企画調整課長の平山と、文化観光担当参事官の飛田が新たに着任しております。飛田は、今日、遅参してまいりますけれども、平山からご挨拶いただきます。

【平山課長】 文化庁の企画調整課長を拝命いたしました平山と申します。私は、1月から3月までは、文化経済・国際課長を3か月やりまして、文化庁も大きく体制変更しましたので、少し勉強させていただいて、この4月に晴れて企画調整課に参りました。文化庁は、この前にも、私、3回ほど経験しておりまして、最初の1回目は著作権課でしたけれども、ほかは全て美術館又は博物館に関わってまいりました。文化行政において博物館というのはなくてはならない存在でございまして、これがかつては文科省と所管が分かれていたのが晴れて1つになったということで、本格的な議論を既に4回も重ねているというのは非常に有意義なことだと思います。これを着地点、最後まで結論を出せるように努力してまいりたいと思いますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

【稲畑補佐】 ほかに、今日、次長の矢野が遅参してまいるということでございます。事務局からは以上です。

【浜田座長】 それでは、議事を進めてまいります。

第3回の会合となる前回は、登録制度の枠組みについての、制度試案をご論議いただきました。また、学芸員制度に関する諸問題についても、論議の端緒として委員から幅広く論点を整理していただきました。

その後、本ワーキンググループにおける過去3回の論議の取りまとめを中間報告として、

先月 24 日に開催されました博物館部会において、その内容をご報告し、部会委員の皆様からご意見を頂いております。

本日は、まずこの第 7 回博物館部会での論議について、事務局より簡単にご報告を頂いた後、前回に引き続き、学芸員制度に関する諸問題について論議したいと思っております。

それでは、事務局から、第 2 期第 7 回博物館部会の報告について、ご説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局です。資料は、お手元の資料 1 と、資料 2 をご覧いただけますでしょうか。資料 1 は、皆様にもメールで共有させていただきましたけれども、先日開催された博物館部会において、ワーキンググループの議論の経過を中間報告したものでございます。これは皆様、共有させていただいておりますので、内容の説明は省きまして、資料 2、7 ページをご覧いただけますでしょうか。3 月 24 日の博物館部会でのご意見を主な意見としてまとめさせていただいております。幾つか抜粋して紹介させていただきますけれども、最初の方、総論のところ、これはワーキンググループでも頂いていた意見を事務局が中間報告に十分反映できなかった点なのですけれども、博物館業界の中での議論に終始しないよう、そういうふうに捉えられないように、利用者や国民にとってのメリットや効果について、しっかり書き込んでいくべきというご意見を頂いております。

他方で、この下のところですが、国民や利用者喜んでいただくということだけが博物館の仕事ではなくて、保存と活用のバランスを持って、文化財を次の世代に残していくための活動というのも博物館の活動としてしっかり評価していくべきというご意見を座長の島谷先生から頂いております。

最も議論になったのが、制度の対象範囲のところでございます、これはワーキンググループでも議論いたしましたけれども、対象として、営利組織である株式会社を対象とするかどうかは、国際的な議論も参考にしながら議論すべきであるというご意見を頂いている一方で、設置主体によって博物館であるかそうでないかを判断するのではなくて、活動の質を評価する中で、法人ではなくて館、博物館としての公益性を判断すべきではないかというご意見を頂いております。この点は両論あったという理解でございます。

審査基準・更新と評価についても様々にご意見を頂いておりますけれども、コロナ禍にあって、この先の博物館の将来像が求められているということ意識しながら議論を進めていきたいというようなご意見を頂いております。

最後、メリットのところ、一番上のところですが、国立美術館のようなところ

でも、海外と比べると財政的には非常にプアであるので、今後、メリットを検討するときに、覚悟をもって財政的な支援を行う必要があるというご指摘を頂きました。

他方で、2つ目のポツですけれども、財政的な支援はメリットとして重要だけれども、押しなべて資金を配付するのではなくて、例えばやる気のある館への支援であるとか、集中的な支援が有効なのではないかというようなご意見も頂いているところです。

事務局からの説明は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、本日は、前回に引き続きまして、学芸員制度に関する論議に移りたいと思います。

学芸員については、前回の会合におきまして、拙速な論議を避けて、一定の時間をかけた慎重かつ包括的な検討が必要であるという意見が多く出されているところです。これまでのワーキンググループでは、10年以上にわたりまして行われてきた論議を整理し、方向性を探るということに重きを置いてきましたが、学芸員の課題については、前回の論議を踏まえて、様々な視点から自由に意見を持ち合って、これまでの経緯にとらわれることなく論議することから始めたいと思っております。

そこで、今日の会合では、初めに事務局から、前回の論議を踏まえた論点の整理を行っていただいた後、まず、博物館における多様な人材の活用について佐々木副座長から、学芸員有資格者の活用について塩瀬委員から、また、中間組織による人材共有について内田委員から、更に学芸員補に関する問題について青木委員から、それぞれ私見をご提示いただく予定です。各委員から、このほかにもご提示いただいた内容もありますし、今日は少し多いのですが、4名のご提示を踏まえまして、その後、意見交換を進めていきたいと思っております。今日は少々報告時間が長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 では、事務局から論点整理をさせていただきます。資料3、通し番号で言うと8ページをご覧いただけますでしょうか。

前回のワーキンググループにおける議論を抜粋して主なものを取り上げさせていただいたもので、大きく4つのカテゴリーに分類させていただきました。1つ目は、学芸員の配置や有資格者の活用に関する課題です。2つ目が、学芸員の研修・資質向上に関する課題。3つ目が、学芸員の養成制度、あるいはその資格制度に関する課題。4つ目が、大学院レベルのというご提言を様々に頂いておりますけれども、高度な知識、経験を持つ学芸員の処遇等

に関する課題、です。前回のワーキンググループでは、この4つの課題について、それぞれご意見を頂いたというふうに認識してございます。

特に、先ほど座長からもご紹介がありましたが、拙速な議論を避けて中長期的に議論すべきとご指摘いただいた、マル3、マル4、学芸員制度そのもの、養成の問題でありますとか、高度な知識・経験を持つ処遇に関する問題については、じっくり議論すべきであるというご意見を頂いていたというふうに認識しておりますけれども、今日は、マル1、マル2、相対的には素早く実行が可能なのではないかというふうに考えられる課題、マル1、マル2について集中的にご議論を頂きたいというふうに考えてございます。

従いまして、事務局からの資料もそのような課題に関するものを用意させていただいております。ざっとご説明いたします。

9 ページは、学芸員数の推移と、1館当たりの人数についてのグラフです。博物館そのもの、博物館数の増加に伴って学芸員数も増えていると、総体としてはそのようなことになります。1館当たりに割り戻しても、微増、横ばいあるいは微増していると、特に相当施設では学芸員の数は、1館当たりにしても非常に増えているという状況でございます。

次、10 ページですけれども、他方で、非常勤の学芸員さんが増えている、常任の職員は相対的には減っているという状況が見て取れようかと思えます。

11 ページをご覧くださいますと、日博協で調査していただいたものですけれども、増えていると言っても、0人から5人までの館が非常に多いという状況でございます。別の調査では、館長が1人、学芸員が1人、事務が1人というのが日本の博物館の平均的な姿であるということもご指摘いただいております、このような形が典型的なものであるということが示されております。

12 ページは、各博物館が課題として感じている点についてアンケート調査が行われたものですけれども、7割強の館が職員数の不足を課題として感じているということでございます。

この背景として、13 ページですけれども、博物館の役割に対する期待が近年増え続けている、多様化しているということがあろうかと思えます。ここ数年、5年ぐらいの文化芸術に関する法改正を挙げただけでも、非常に多様な、文化芸術そのものの振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他もろもろ、文化芸術が貢献できる分野、あるいは期待されている分野が拡大しているということが見て取れるかと思えます。

博物館は、その文化芸術活動のハブとなり得るということで、非常に期待が高まっている

ということが言えようかと思えます。

14 ページは、学芸員の養成課程において、先ほど指摘したような様々な新しい分野との連携が進んでいるというデータでございます。まちづくり、観光、福祉、環境といったところを学芸員養成課程の中でも連携して教えようとしているという動きが見えております。

他方で、これはまだ公表していない調査なのですが、このコロナ禍において、デジタル化の取組が進んだかどうかということアンケート調査したものが、この15ページでございます。コロナ禍以前から実施しているもの、や、コロナに直面して初めて実施し始めたオンライン展示会、ライブイベント、ワークショップというものは、一定数あるのですが、8割以上の館が、まだ取り組めていないという状況が見て取れようかと思えます。

一番下のグラフですけれども、デジタル技術を活用した取組を実施する上で課題と感じているものについては、人員と知識・ノウハウが非常に大きい割合を占めているという状況です。

次、16 ページですけれども、大原美術館さんなどでやられているクラウドファンディングが、このコロナ禍において非常に注目されておりますけれども、このクラウドファンディングを活用、検討しているのは約1割、活用する予定はないところが9割近くに達しているということです。これも課題として人員の不足と知識・ノウハウの不足が最も大きいものとして挙げられています。このような様々な現代的な課題に、自らのミッションに応じて対応したいけれども、人と、知識・ノウハウが不足していて対応できないというような現状が見て取れようかと思えます。

17 ページは、実際に導入すると非常にいい効果があるという事例でございます。これ、博物館部会でも示させていただいたものですが、実際にその専門職員をつけることによって取組が非常に進んでいくということが事例によって示されております。

18 ページは、現在の学芸員資格の取得者数と就職者数のデータでございます。これは前回も出させていただきましたけれども、1大学当たり約30人の学芸員が配置されている一方で、就職しているのが1大学当たり1人に満たないという状況です。

19 ページは、博物館法体系における職員に関する規定について全て抜き出して記載しております。これはまた議論の中で戻ってきてご参照いただければと思いますけれども、今日、何名かの委員からも問題提起を頂く学芸員補についての規定について下線を引かせていただいております。

第6条です。真ん中より少し下、「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学す

ることのできる者は、学芸員補となる資格を有する」ということで、非常に間口の広いといえますか、高校を卒業した方は誰でもなれるという資格になっておりまして、これは戦後、博物館法が制定され、その後、追加されたときから法が変わっていないという状況です。

次、20 ページは、それを図示したものでございまして、学芸員補の資格は、学芸員課程の中で、左から2番目の棒線のところですが、学士の学位を取得していない方、端的には短大を卒業されたような方が、学芸員補としての勤務経験を3年以上取得することで学芸員の資格を取得できるということで法体系の中に組み込まれているというところがございます。

他方で、ちょっと視野を広げる意味で、図書館法における司書補についての規定を挙げさせていただきますのが21ページです。真ん中の辺り、司書補は、「司書の資格を有する者」は当然なのですが、第2号、学校教育法、「大学に入学することのできる者」で、「司書補の講習を修了した者」が司書補になれるということで、若干学芸員とは異なる規定となっております。

22 ページ、社会教育主事に関しても、社会教育主事補という職が設けられております。社会教育主事については、近年、制度改正の動きがございまして、これも議論の中で言及されると思いますのでご紹介いたしますと、23 ページにある通り、社会教育士という制度ができております。これは社会教育主事になる資格を有する者を社会教育士として呼称することができる、称することができるということを規定したものでございまして、2ポツ、社会教育士に期待される役割のところにありますけれども、様々な社会の多様な分野における学習活動の支援を行う者として、社会教育主事だけではなく、様々な分野で活動していくための措置であるというところがございます。

24 ページは、実際に学芸員の養成課程を開いている大学と、あと、先ほど短大の話が出まして、現在、7大学で養成されているそうですけれども、短大の数を示しております。

25 ページからは、課題の2つ目、研修、資質向上に関して、現在の研修についてマッピングしたものと、これは学芸員に対するものですが、26 ページからは、文化庁や文部科学省も含めて様々な分野において行われている関連する研修についてリストアップしたものを掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では、続きまして、各委員からご説明を頂きたいと思っております。今日は、時間の関係で、お

一人5分から10分でご説明いただくようお願いしたいと思います。

では、まず、佐々木委員より説明をお願いいたします。資料は4になります。

【佐々木座長代理】 私の資料、事前にお配りしているものがあるんですが、実は、昨日の夜、差し替えたんですけども、ちょっと差し替えが間に合わなかったようですので、この今お手元にある資料4を基に……。

【稲畑補佐】 差し替えの資料は、皆様に今、メールで追加でお送りしておりますので、お手元にはお届けできているかと思えます。すみません。皆さん、ご覧になれる環境になるか分かりませんが……。

【佐々木座長代理】 ありがとうございます。大きくは変わらないので、もし開ければメールを開いていただいて、難しいようでしたら、この資料4をご覧いただきたいと思えます。

では、早速、中身についてです。

課題として設定したのは、博物館に関わる人材の拡充、広げていこうという提案でございます。養成制度については、これから先、次世代を見据えた考え方、取組が何だろうかという問題意識で提案するものです。以前からご提案しているものの延長であります。

これから持続可能な博物館活動をするためには、当然、学芸員だけで成り立たせるということは難しいということでもあります。、関わる人をより広げていこうという発想、それを促す仕組みがつかれないかという問題意識があります。

ですので、学芸員養成にとらわれずに、今回の議論をきっかけに、幅広い参加、参画を得た博物館運営というのができないかというふうに考えていきたいと思えます。

そこで、基礎的なミュージアムリテラシーを、理解する博物館理解者をしっかりと養成する部分を設ける。そういう発想です。

ここで出てくるのが2番目にあります「仮称博物館士」の称号、これは先ほど稲畑さんからご説明があった社会教育士の発想を借りているものです。同じものではありませんけれども、社会教育士のように、社会教育主事とは別に、幅広い方に活躍してもらおうという提案であります。

ですので、博物館士の称号を付与する人々、市民が博物館を舞台に活躍できる仕組みというのを実現してはどうかというごことです。

博物館士については、どうしたらその称号が名のれるのかということですが、現行の博物館に関する科目、大学で開講しているものをそのまま活用する、その中の基礎的な4科目8

単位程度の単位を履修する、ということであります。現在開講されている科目の一部の単位を取った方については、こういう称号を付与する。

具体には、必修として、生涯学習概論若しくは文化政策概論、これは現行ではないですけども、少し広げてはどうかと。あとは博物館概論、博物館実習、見学を中心にした。

選択科目としては、差し替えていないペーパーでは一部の科目しか書かなかったんですが、残りの科目、資料論、資料保存論、展示論、教育論、経営論、情報・メディア論から1科目を選択する。それぞれの興味関心に応じて選択してはどうかということです。

これらを取得した方は博物館士と名のれる。

では、こういう方々は、どういうふう to 活躍できるのか。現行の博物館を見ると、管理系、事務系の職員の、ミュージアムリテラシーを高めてはどうかという課題はほうぼうから出ております。ですので、在職しながらになります、科目を履修して、博物館士の称号を得る。博物館の現場では、受講しやすいような措置が必要ですし、大学の方でも夏休み等で集中講義をするなど、受講しやすい工夫が双方では必要だろうと。

あと、学生時代に、この博物館士の称号を得た方については、非常勤、アルバイトで博物館に関わる場合、優遇するとか、また、ボランティアとして関わる方についても、そういうものを持っている方も歓迎するというようなこと。

また、博物館関連の様々な事業者の方がいて、現行でも学芸員有資格者は多くいらっしゃいますけれども、こういうより基礎的な位置づけをするものを設定すると、リテラシーを持った方が増えていくと、そういう発想であります。

また、現行でボランティアとして、また、ボランティアなサポーター、パートナーとして活躍している市民の方が多くいらっしゃいます。私も、江戸東京たてももの園や東京都美術館に勤めていたときに、非常に意欲的な方々と一緒にミュージアムを盛り立てていったという経験があります。そうした方々は非常に意欲的で、関わるに従ってミュージアムのことをもっと深く理解したいということで、通信制の講座で学芸員の、有資格者になる方を、何人か拝見しております。現行の博物館に関わる中で、興味を持った方が博物館士の称号を得るということでスキルアップするということも大いにあるでしょうし、ニーズも一定数あるのではないかとこのように考えています。

現行の学芸員の養成、300 大学ぐらいで1万人弱、有資格者を輩出していると言われておりますけれども、その 300 大学ぐらいの今までの取組を十全に生かして理解者養成という部分をしっかりやっていく。そして、博物館士になる人を、1万人と言わずに、もっと多く、

2万人でも3万人でもどんどん増やしていったら、博物館、ミュージアムに関わる人たちというものを養成してはどうかというご提案であります。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では続いて、塩瀬委員よりご説明をお願いいたします。資料は5になります。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。京都大学の塩瀬と申します。資料5をお手元でご確認いただけたらと思います。

多分おおむね先ほどの佐々木委員と近いと思いますが、ミュージアムに協力してくださる方をいかに増やしていくかという観点です。私の方は、既に育てている学芸員の有資格者を利活用できないかというのが提案になります。

先ほどもお話に出ていましたように、1大学で30名ずつぐらいは輩出していて、それが300大学あるということは、年間9,000人ぐらいが有資格者として存在していることになります。これを30年続けていけば、相当な数、世の中に学芸員としての有資格者がいらっしやるんだと思うんですけども、現実、就職率を考えたとしても、学芸員として活躍いただいている方の人数というのは、今は多分8,000人程度というふうにお伺いしています。人手不足というのが73%の館がおっしゃっているという観点からすると、既に育てている、そういった人たちの手を借りないわけではないというふうに思います。その借り方としては、今で言うと、兼業・副業というのが、いろいろな企業の中でも解禁されていますし、このスライドの中で紹介している自治体の専門職に広がっている兼業・副業、がヒントになると思います。最近では兼業専用の採用というのが出ていまして、民間企業であれば、ヤフーやサイボウズが兼業・副業専用採用というリクルートをしていまして、兼業や副業でうちの会社を目指してくださる方向けの募集というのを最初からやっていて、条件も週1であるとか週2であるとか、その辺の条件は、その人の働き方に合わせてできるような採用をされています。

これが自治体にも広がってまして、兵庫県神戸市であるとか、広島県福山市、奈良県生駒市のように、情報あるいは広報に関するところで部分的に採用しています。先ほど佐々木委員もおっしゃられていた多様な属性、多様な専門性が今、博物館で求められている中で言いますと、例えば情報技術に関してとか、限定的に採用するということができますし、そういったときに学芸員の資格者に来ていただければ、博物館のこともよく分かってくださっていると思いますので、そういった方々の力を借りていくというのが1つではないかと。

同時に、公務員自身も、兼業・副業が認められている自治体が増えてきていまして、そのときの条件の1つが公益性です。博物館、美術館というのはまさに公益なしっかりとした組織であるというところが兼業先、副業先としてアピールしやすくなりますので、公務員、自治体で勤めておられる方の兼業先、副業先としても、博物館、美術館は手を挙げやすいのではないのでしょうか。

このときに1つ課題となっているのが、学芸員の資格証明書です。従来は国から発行されていたものが発行されなくなっていて、部分的には大学独自で発行されているというふうになっています。これは東日本大震災のときもそうだったし、熊本のときもそうなんですけれども、博物館レスキューで人手が足りないときに学芸員資格者の手を借りたいというふうに声をかけたときに、自分が学芸員資格を取った気がするけれども、取れているのかどうかが証明の方法が分からないという声がありました。実際その証明の方法は、大学に単位取得、成績証明と卒業証明の両方を要請しないとイケなくて、入手するまでに数か月かかるという状態、です。それでは肝心のボランティアの手として本当に必要なときにすぐそれができないという問題があります。学芸員の資格証明書発行がばらばらであるということに関して、いまさら元に、国に戻すというのは多分現実的ではないと思いますので、現状、その資格発行をしている大学の協力などを得るなどして、資格証明の手続、あるいはその方法をもう少し統一するというのは全国的に働きかけられたらいいのではないかと思います。そのときにも、その有資格の評価として、例えば、20年前、30年前に学んだことと現状では、著作権のことや展示技術なども変わっていますし、使える保存技術や、薬品なども変わっていますので、学芸員としてアップデートしないとイケない知識や技術もあると思いますので、自動車の免許証で言うところのペーパードライバー再講習に近い運用ができないかと考えました。一から全部学び直すのではなくて、本当にアップデートしないとイケない部分だけ特定して、そういった再講習のカリキュラムを大学で部分的にでも提供できれば、少し知識や経験を更新することによって協力できる潜在的学芸員を確保できたこととなります。例えば年に1回でも、その講習を受けておくことによって、いざ東日本大震災や熊本地震のような緊急の状況が起きたときに、すぐ招集がかけられるというふうに思いますので、そういった意味で、もう一度、有資格者の人たちに、自分たちがそういうものを持っていたということを思い出していただくことと、そういった人たちとつながりやすいように、資格証明というのをしっかりする。それができれば文化財レスキューなどのときにも活躍いただけるものと期待します。

今回の博物館法改正の中でも、拠点博物館みたいなものができればということだったので、例えばその資格発行を各大学、卒業校だけではなくて、そういう拠点博物館の協力を得て、小さな博物館自身が、人手不足で雇えないけれども、更にそのマネジメントができないという点であれば、拠点博物館の力を借りて、複数館同時に兼業で見てもらうなど、連携して、博物館が力を借りるということができると思います。そうなっていると、多分、眠っている文化財とか資料というものをもっと利活用したり、保存してもらうときにも、専門的な知識を借りられるのではないかなと思います。先日来、議論の中で注目されている小さな博物館、美術館の資料を大切に守っていくという観点で言いますと、そこを束ねるとするのは1つの力になるのではないかなと思います。

次のページの方ですが、もう一つは、博物館、美術館がいろいろな来館者を迎えるに当たって、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインというふうには、少しずつ異なる考え方が流行り言葉として日本にも増えてきています。しかし、それを考えたときに、今の学芸員の資格を持っている資格者の男女比と、館長及び管理職の男女比を考えますと、明らかにいびつな数字になっていることに気づけるとと思います。これは、行政の中に位置づけられる公設の施設であることも無関係ではありません。しかし、本来は、博物館、美術館というのが、各自治体の公益施設として、市民にとっての顔になる、のですから、むしろこういった組織の人事構成の比率というのは、積極的に是正していくべきです。そのまま自治体として、どれぐらい排他的に特定少数者を排除してしまっているのか、もしそれが改善できたならば、包括的にしているアピールの場にもなるとと思います。積極的にこういった館が、男女比においてもフェアな5割というのをしっかりと見せるということ自体が、博物館、美術館を通じて、世の中にこういう比率というのは等しいべきであるということを訴える場にもなるとと思います。積極的にこのジェンダーバランスを解消する窓口として、博物館、美術館の今の現状というのはちゃんと打破した方がいいのではないかなと思います。ポジティブアクションという意味で、女性比率を引き上げる方法もありますが、館長に就いていただく方の学芸員資格というのをより強固に求めることによって、ジェンダーバランスの偏りを解消する契機となるのではないかな。しかし学芸員資格を厳密に要求し続けると、結果としては当該分野の管理職をはじめ一気に人手不足を加速することにもなりかねません。しかし、やはりこれをチャンスとして捉え直せば、館の運営に対して学芸員有資格者がしっかりと博物館経営に参加いただくことで、自ずと博物館管理職の男女比もバランスがとれるように近づくのではないのでしょうか。

そういう意味で、博物館、美術館の公益性というものが、これからの社会、特に今、求められている大切な機能の一つだと思いますので、これを訴える場としても、学芸員資格の活用について、しっかりと議論できたらと思っております。

以上になります。

【浜田座長】 ありがとうございます。

続きまして、内田委員より説明をお願いしたいと思います。資料は6になります。

【内田委員】 ありがとうございます。早稲田システム開発の内田です。資料6、通し番号40ページ、めくっていただいて41ページをご覧ください。

私、地方を回っていて、今、この会でもいろいろと指摘されている人員不足、ノウハウ不足のところ、特にノウハウに関しては、ゼネラリスト的な学芸員の単純な頭数だけではなくて、スペシャリスト的なところもすごく不足しているという相談を受けることがあります。結局これは、資料41ページの右側の通り、人をそろえるための予算が足りないという、予算の問題なのだろうと思います。

そうすると、今、塩瀬先生がおっしゃっていたような、人材の流動化、シェアする仕組みというのは必要になる。ところが、そのためには、それをプラットフォームとしてプールして管理する仕組み、仕掛けだったり組織というのがきっと必要になる。それがないままというのはいけませんので、その組織の在り方を私なりに考えてみました。

通し番号42ページ、次ですけれども、まず、人材がプールされている組織ということイメージしました。ゼネラリスト的な学芸員も、スペシャリスト的な学芸員も登録をされていて、博物館側、例えばこの右側に書いているA博物館ですと、ゼネラリスト的な人が週3で来てくれて、あとスペシャリスト的な人が2週間に1回いてとか、2人いれば何とかなるのではないとか、それはフルタイム1人よりはコストが少なくて済むというような話です。資料左下の各館の問題に対し個別に対応というのは、常勤がどうしても欲しいのだが、そのための人件費は出せない。あるいは、スペシャリストの仕事ができる人がいると、すごくよくなるのだが、その仕事の頻度、業務量は少ないので、1人雇うほどでもない。そういったときに、この仕組みがきっと役に立つのだろうと思っております。

この人材に関して少し具体的に、私が地方で出会った方をイメージして想定したのが、通し番号43ページのところです。助っ人の活躍というのは実は、見かけることが多くなってきまして、例えば、私がずっと通っていたところで、資料のデジタル化が突然すごく進んだと。どうしたのかというと、協力隊の人が来てくれて、2年かけて物に当たってくれてここ

まで来たというのです。デジタルアーカイブの公開までできたというところもあります。

それから、ある地方の自治体で、東京の IT 企業で長年バリバリやっていた人が、ちょっと体を壊して、地方で暮らしたいということで、その地方の自治体の IT アドバイザーとかをやりながら、資料のデジタル化、あるいはホームページとか SNS を使った情報発信を手伝っているというような人がいました。こういった方々が、もう少し仕組みとして受け入れることができるようなことになるといいなと。

、想定するのは具体的にどんな人かという、例えば、会計年度任用職員となっていて、期間が満了した方とかがフルタイムで次のところに行けるようなプールの場所にもなりますし、フルタイムでいうと、今言ったような、地域起こし協力隊や、民間企業のところもそうです。それから、定年された方、ベテランの学芸員さんとかが、もしかしたらパートタイムで活躍できる。そうすると、人員補充とノウハウの補充が両方うまくまとまるのだろうなというふうに思いました。

ただし、それが実現すると、資料 44 ページですが、具体的にどんな効果があるだろうという、ことも考えてみました。偏在している、例えば新卒学芸員 1 人しかいないところに、ベテランの学芸員の知見が回ってくる。2 週間に 1 回でも来てくれれば回ってくるわけですので、偏在しているノウハウの平準化ができたり、それから、自治体、設置者の方も、丸々 1 人は無理だけれども、0.5 人だったらできるかもしれないという、雇用の意欲というものを少し刺激することができたりするのではないかと思います。

それから、1 人は雇用できないけれども、半分だったらというところが 2 館あれば、雇用は理論上は 1 増える。求人は 1 増えることになるので、雇用の安定にもきつとつながるだろうと思います。

それから、例えばホテルとか小売店とか、そういったところに仕事をしてきた方を雇うことができると、きっと来館者向けのホスピタリティの向上とかになりますし、事務局からの説明にもありましたデジタルに長けた人なら、いわゆる DX、デジタルの活用力が高まる。

ここまではいいことづくめなのだろうと思うのですが、こういう組織をつくるのは相当大変だろうと思ひまして、本当に組織を実際に自分がつくるとしたら何をやらなければならないだろうというのを考えたのが、通し番号 45 ページです。

人をプールするということは、当然派遣会社のような労務管理の事務が発生してきます。それに加えて、経理とか総務とか、会社という組織で必ず発生するものがが必要です。それから、人だけでなく設備も足りないんだよねというようなところとかもありましたので、資金

を調達する仕事とかも、事務局、プールする中間組織には発生する。では、どんな組織がこれを引き受けてくれるのだろうかというふうにイメージすると、まず、真っ先に私が個人的に思い浮かぶのは、各都道府県の博物館協会とかがあり、それから、館種別に横のつながりを持っている組織というのもあると思います。ただ、実際そういうところで活躍している方とお会いしても、専属でやっている人はいないので、これだけの業務を担うことは、まず大変だろう、難しいだろうなと思います。そうすると、専属の職員を雇うためのお金もまた必要になる。その組織の収支構造はきっとこんな感じになるだろうなというのを考えたのが、次のページ、46 ページです。

出て行くお金というのは、人を派遣しますので、人件費が当然必要です。それから先ほど申し上げたとおり、事務局的な事務は必ず専属が必要なので、事務局の人件費も要ります。その他の管理費とか、事業を行うのであれば事業費も必要です。人件費は、受け入れる自治体から当然受益者の負担ということで出してもらうことになると思うのですが、もともと丸々1人分払えないよと言っている自治体ですので、人員が流動するときどうしてもタイムラグが生じたりする。そうすると人件費全部を自治体からというのは難しいと思います。そうなりますと、やはり国からというところは、ある程度、期待せざるを得ない。ただし、それだけではなくて、もっとこの中間組織の活動の将来性を考えると、中間組織そのものから外部調達ができるような、そんな組織力が必要になってくると思います。資金調達手段として、企業の直接寄附というのと、企業の間接寄附というのと、個人寄附というのを考えました。

直接寄附、間接寄附、個人寄附、この個人のところは、クラウドファンディングという例はあります。しかし組織を運営するには、長期固定的にお金がかかるので、一時的にバツと集まるクラウドファンリングは、恐らく資金の性質が合わない、と思います。契約の裏づけに近いものが得られる企業の直接寄附と間接寄附、こういった道をつくる必要があると思います。それに関しては、具体例をそれぞれ1つずつ47ページに挙げております。

1つ、企業の直接寄附というのは、岐阜県恵那市にある中仙道広重美術館で、地元の企業3社が金曜日の入館料相当分を出すということを、CSRあるいは企業のイメージアップということで実施している例がありました。その企業のイメージアップにつながるだけではなく、学芸員が企業に対して浮世絵講座を開催するなど、非常にいい関係で進んでいます。さらに、金曜日が入館料無料になるので有料、営業日数が1日減るわけですが、にもかかわらずそのPR効果で、残りの曜日の来館者数が増え、トータルの入館料収入は増加して、か

つ企業からの協賛寄附がそれに乗るといふ、非常にいい回転がここでは生まれています。

それから、そういう企業が単体で特定の館に仕掛けて一本釣りをすることになるので、そのための営業活動がなかなか大変ということで、47 ページ右側の企業の間接寄附というの仕組みの中に組み込めればなと思つて考えました。

これは、私募債、企業、特に中小企業が発行する社債です。社債では企業は金融機関に発行手数料を払います。ここで紹介する SDGs 推進私募債は、その発行手数料の一部を社会貢献に関係するところに配るといふ仕組みになっています。ここに記載しています対象団体、が、その寄附の手数料の一部の寄附の受け手になっています。実は私の会社も、この私募債を発行しまして、一番下に書いています障害者自立推進機構、ここは実は、アール・ブリュット、パラリンアート、障害者アートをやっているということで、私の会社との親和性が高いかなと思つたので、この団体への寄附という形でやらせてくださいといふことを銀行に頼みました。この対象団体に例えば私が今イメージした中間組織がずらつと並ぶと、やってくれる中小企業といふのは結構出てくるのではないかと思います。こういった大きな仕掛けも一緒につくりながら、中間組織といふものをつくっていけると、いろいろなことが解決できるのではないかなといふふうに、かなりな大風呂敷ですけども、私が考えた次第です。

以上です。ありがとうございました。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

では、最後になります、青木委員よりご説明をお願いいたします。資料は 7 になります。

【青木委員】 皆様、おはようございます。青木でございます。まず、この場を借りてですが、私、3 月 31 日で定年退職を迎えました。ということで、今は、肩書は國學院大学客員教授であります。よろしくお願ひいたします。

それでは、学芸員補に関する私見といふことで意見を述べさせていただきます。

もう既に、おおむね言われていることでもありますけれども、まず、レジユメを見ていただいて、1 の博物館法での学芸員補に関する条文は、第 4 条、第 5 条、第 6 条の 2 が相当するかと思います。

この学芸員補、補の資格といふことであります。第 5 条の 2 項としまして、「大学に 2 年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて 62 単位以上修得した者で、3 年以上学芸員補の職にあつたもの」といふのが、学芸員補の資格の 1 つで、養成の上から抜粋し

ております。

まず、これもちょっと不明瞭と言えれば不明瞭なんです。「大学に2年以上在学し」ということであって、少なくともまずここで確認できることは、学士の資格を有さないということでもあります。有さない人で、博物館に関する単位を含めて62単位以上修得した者ということでもあります。それを従来は、短期大学の養成が、この条文を基盤にしてきたということがあります。

それから、第6条であります。学芸員補の資格ということでもあります。学芸員補の資格は、もうこれは何度も皆さん方が口にされておりますように「大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する」という、条文であります。

2といたしまして、博物館法第6条に基づく学芸員補の任用の実態ということでもあります。これもご承知のとおりかと思えますけれども、すなわち、大学に入学できる者、高校卒業でということでもありますね。その資格で、学芸員補の任命といたしますのは、その具体に関しては不確かなところでもあります。私も具体的な調査をしたわけではありませんので確かではありませんが、まず、1980年以降は、恐らく事例はないのではないかというふうに思います。少なくとも90年以降はまずないというふうに言っても過言ではないかと思えます。

、この博物館法第6条が昭和26年に制定された頃といたしますのは、もちろん無から始まったわけですから、制定当時から昭和30年頃までは有資格者がいなかった。そこで、暫定学芸員制度が設けられました。その暫定学芸員制度とともに、この学芸員補といたしますものが機能しておいた、第6条が意義を有していたことは事実かと思えます。

がしかし、昭和28年(1953年)に、棚橋源太郎先生が直接立教大学に赴き、博物館学芸員養成課程を開講しました。これが我が国の学芸員養成の始まりであることは、周知のとおりであるかと思えます。京都大学、國學院大学等々というふうに大学での開講が続きまして。それで今日、300余大学に至っておるということは言うまでもないことでもあります。

つまり、どういうことかという、いわゆる学芸員有資格者が、昭和30年あるいは40年頃までは少なかった時期があったわけではありますが、もうしかし、時代は違っているんだということでもあります。でありますから、この第6条の条文は、いわゆる現実的には機能していないということは事実かと思えます。そういうことで、この第6条学芸員補の資格について、抜本的な疑問を申したわけでもあります。

続きまして、3、別途の問題ということですが、すなわち、この博物館法第6条であります。学芸員無資格者の配置と、これに伴う有資格者の採用に影響している。だから、学芸員

を養成する立場でありました私どもからすれば、有資格者の就職に影響を来していたかと思えます。

例えばの話、各博物館の年報等で組織表を見ますと、学芸員補という職名を見出すことは極めて稀であります。そして、起用においては、調査員、研究員、主事とかというような、種々の名前を使っているということです。

一方、また文科省への届出ではそうではなく、学芸員補としての届け出かと思えます。

その根拠は、ということではありますが、昭和30年の「芸員補の職に相当する職等」というのがございました。これは一旦廃止されましたけれども、廃止、の後、平成8年に文部省告示151号で「学芸員補の職と同等以上の職等の指定」が出されたということにも驚きますし、更に最終改正は平成20年6月になされております。その内容は、時間の関係で省略させていただきますが、皆様の知るところであります。大抵の人は学芸員補になれるということでもあります。

というようなところで、4といたしまして、第6条の改正（案）ということでもあります。従前の条文は、全文改正というふうなことを提案いたします。

それで、この第6条の、学芸員補には、短期大学を卒業した者を対象として、「短期大学士の学位を有し、文部科学省令で定めるところの博物館学に関する所定の科目の単位を取得した者は、学芸員補となる資格を有する」というような意味合いの条文に改正していただくことを提案するものであります。

ここで、この短期大学士、短期大学は少ないのではないかというようなご意見も当然すぐにあろうかと思えます。確かにそのとおりであります。数は少ない。先ほどもご紹介にあつたとおりでありますけれども、しかし、それでも全国ではかなりの数があります。現在のところ、全国大学博物館講座協議会、即ち全博協の加盟大学は7校かと思えますが、それ以外にも開講短期大学はあるやに聞いております。そういうようなところで、この短期大学での養成といいますものを、やはり法的な1つの支えとなる必要もあろうかと思うわけであります。

そして、皆様方に確認するまでもございませぬけれども、この短期大学の特徴というのは、平成17年から学位は短期大学士という学位です。それから、日本全国の短期大学の方向性の1つは、地域総合学科という特質を持っているということです。要するに、在地性ということでもあります。それぞれの土地に、県内でといいましょうか、だから、進学なども、レジュメに書きましたように、自県内進学、自分の県内で進学し、そして、多くは県内で就

職するというような特性を持っておるわけであります。このことは、地域博物館の経営の理論にも整合することであります。とにかくその短期大学の養成を生かしたいということであります。

結論としましては、先ほども申しましたように、第6条の条文の全文改正ということになります。内容は、そこに記したとおりであります。先ほど言いましたように、短期大学士の学位を有し、文部省令で定める学芸員養成に関する9科目19単位を有した者ということになります。

以上であります。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

ただいま4名の委員からご報告いただきました。事務局のデータでも示されましたように、博物館の人材不足というのは深刻な問題になっているということを基本としまして、今日は、博物館を取り巻く人材の活用、これの方策についてご報告いただいております。

ただいま青木委員からのご報告の中で、採用を、研究員とか調査員とか主事の名称も散見されているというお話がありました。今日は報告という形で目次には上がっていないんですが、実は資料8に、佐久間委員から、採用以降の学芸員制度の課題を出してもらってあります。もう一つ、学芸員資格取得プログラムの問題もあるんですが、これは多分、後の課題だと思いますので、佐久間委員からも、この場を使いまして、資料8の学芸員制度の課題について、端的にご紹介いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【佐久間委員】 ありがとうございます。皆様のご意見、非常に参考になる意見だったかと思えます。

私の方から出させていただいたのは、学芸員として採用しているという形になっていても、実際の任命のところはどうなっているのか、常勤雇用になっているのかどうなのかというところを気にしています。統計でも結構いろいろ出てきていますけれども、会計年度任用職員になってしまっていて、その後、博物館の責任を担っていく形の採用がされていないという例が非常に多く見られます。こういったことというのは、実は登録制度の話の中でも、館長が常勤であることが大事なのではないかという議論もありましたが、重要です。行政職の館長が来ているかどうかよりも、資料に対して責任を持つ学芸員が常勤にいるということの方がよっぽど重要だと思っています。なので、こうしたことも登録制度のところでも重視していくことが必要なのかなと思って、どういう学芸員なのかというところを少し問う形は何かできないかなということを考えております。

もう一つは、専門職としての任用がどうされているかということです。事務職発令の学芸員の例はやっぱり多いんですよね。辞令に「学芸員」と書いているかどうかというのは、雇用者の方が、これを専門職としてみなしているかどうかということの態度表明でもあります。なので、専門職としての任用をするということをどう促すことができるのかということが、今日、学芸員補の話は養成制度の話ですし、学芸士というのは資格を取った人がどう広がっていくかという話なのですけれども、採用された人たちの問題も結構残っているんだと。そこは法でやるのか、通達でやるのか、何でやるのかはいろいろあるんだと思うんですけれども、学芸員として採用された人たちが博物館の資料に責任を持っていくのにふさわしい雇用体制であること。それと、専門職として処遇されることということが非常に重要ではないかと。プラス、研修充実の必要性だとか、その地域の核になっていくこととかというのは、もう既に言われていることです。

2番目の方の多様な課題を解決するためにというのは、内田さんが言われたこと、塩瀬さんが言われたこととかなり近いので、ここでは割愛をさせていただきます。

以上です。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

今回の報告の中では、佐々木委員からは、「博物館士」という新制度の提案がございました。それから塩瀬委員からは、現行の有資格者の再教育と、その再活用の方策が述べられました。また、内田委員からは、有資格者にこだわらず人材活用を図るということと、更に資金調達の方法のご提案もございました。更に青木委員から、学芸員補制度の見直しということで、これは前回から論議があつて、皆さん、異論のないところだと思いますが、学芸員補をどうするかというご提案がありました。さらに、ただいま佐久間委員からは、採用後の専門職の取扱いの課題ということで、正に現在の博物館の人材制度の抱える課題が象徴的に出されたと思います。

では、これから、これまでの皆さんの発表を踏まえまして、また、事務局からの提出資料も踏まえまして、意見交換を行いたいと思います。ご意見のある委員から、画面上で挙手、又は挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

また、オブザーバーの方については、ご意見を賜りたい際に、こちらからご指名をさせていただきますので、それから発言をお願いできればと思っております。

では、どなたかご発言ある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

では、人材活用で多分一番頭を悩ましているであろうと思われまます竹迫委員、いかがでし

ようか。

【竹迫委員】 おはようございます。皆様のご意見を大変興味深く拝聴していて、制度的な改善を要する点と、実際の美術館、博物館の学芸の現場の改善案の提案と、お話と一緒に動いているようで、私は少々混乱をしておりますので、今日は皆様の意見をお聞きしてじっくり考えさせていただいた上で、発言をさせていただこうと思っていたところでした。

というのも、ここに参画されている博物館関係の方々もそれぞれに状況が異なると思います。例えば、私どもの美術館では、職員の中での学芸員の有資格者は多いのですが、そうした有資格者が全て学芸に所属しているわけではありません。皆が学芸的な基礎知識を持ちながら、朝夕の作品展示室の管理等、注意を払って対応し学芸を支えているというような一側面もあつたりします。そうした実態は、館によってそれぞれに異なるのだと思います。

ここでは、そうした個々に実情が異なる前提の上で、日本の博物館・美術館が理想としていくところはどこなのかということを考え、話し合っていくのだと思っています。しっかりと研究を深め、魅力的な展示を作り、来館者に伝え、そうした成果をアーカイブして後世に繋げていくために、日本の博物館、美術館はどのように学芸の体制や学芸員の在り方を取っていくことが望ましいのか、を協議していかなければならないと考えています。それは、先回の会議でも話されましたが、学生員養成のあり方、実践的なスキルも含めたカリキュラム等を視野に入れた学芸員養成の制度設計と、あわせて、前回、小林委員が話されたサバティカルのようなことも含め、現職の学芸員のスキルアップのための制度設計。その双方をどのように考え、博物館法に反映していくのか、ということが重要なのだと理解しています。

他方、学芸員資格を持って地域で過ごされていて、美術館や博物館を支援されたいという方はとてもたくさんいらっしゃるというお話も実感いたします。そうした方々の活躍の場、というご提案は、考えていく意義があることだと私も思います。が反面、かつて、30年近く前になるでしょうか、日本の美術館・博物館でも、ボランティア制度の導入大きくも注目されて、多くの館がボランティア制度を導入し始めたと思いますが、そこには幾つかの問題点、例えば、ボランティア制度を導入すれば、職員の負担軽減、学芸員の仕事の軽減につながる、といった、ある意味、偏った、あるいは歪んだ論理が一部に囁かれたこと。また、実際にボランティア担当になった学芸員からは、ボランティアさんのケアに追われて、本来の学芸の仕事ができないといった不満の声が噴出したことも思い出します。そして、それらのことは、学芸員という職責そのものをどう考えていくかという点では、矛盾を孕んだものだ

ったと私は思っています。ですから、学芸員資格のある地域の支援者の方々が、実際に館の中で常駐して、日々を担う学芸員の仕事を支えるという案は、下手をすると、いろいろな意味で、学芸員のより高度の養成・育成を…という方向性とは裏腹に、その立場や処遇を悪化させることに機能しかねないのではないかという危惧を、正直、かつての経験から抱くところではあります。

ただ、貴重な人材が埋もれてしまわれることが多いのであれば、特に今後の高齢化が進む社会においては、学芸員OBの社会貢献という点を含め、考えていく意義があることだとも思いますので、導入に際しては、危惧される点もきちんと配慮した肌理の細かい計画が必要だと、お話を聞いて思いました。

いずれにいたしましても、博物館法における学芸員という点では、その養成と現職のさらなる育成という点で、もう少し協議していくことができればと思います。

以上が、感想の域ではありますが、ひとまず思ったところです。

【浜田座長】 ありがとうございます。また改めて、後でご意見をいただければと思います。

では、次に佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 今回の竹迫さんのご意見は非常に貴重なものが含まれていたと思いますので、そこをちょっと述べさせていただきたいと思いました。

市民参画を進めていくということは、確かに博物館は助かることなんですけれども、それで学芸員の仕事が軽くなるということは実感としてないです。現実には、市民のマネジメント、それから市民参画の全体のコーディネートをするためには、学芸員の必要とされる仕事量というのは増えます。もう一つ言えば、学芸員がその人たちを全体を束ねていくためには、より高度化をしなければいけないということにもなります。

ですから、市民参画が進めば学芸員の仕事量が減るとするのは、もう全くの違う話なので、市民参画を進める博物館のために学芸員を高度化していかなければならないんだというところを起点としては持たないといけなかなというふうに思いました。

その話でもう一つだけ私の学芸員制度のところでは割愛してしまったところの中で、現行の法制度の中で学芸員というのは博物館に所属して初めて学芸員という形になっています。ただ、それこそ2006年の在り方委員会なんかで提言されていたまちなみミュージアムみたいなもの、フィールドミュージアムみたいなものというものを、もっと積極的に認めていく場合に、その学芸員の在り方というのはどうなんだろう。施設に所属はしていないん

だけれども、プロジェクトを担っていく学芸員みたいなものというのを、どういう形で認め
ていけばいいんだろうかということは、僕はその中で少し感じました。

佐々木さんたちがおっしゃられるような学芸士というもので、もうそれでいいとするの
か、あるいはミュージアムというものをもう少し広げて、その中で学芸員というものを、フ
ィールド、在野の学芸員という形をきちんと形を整えていくのかというのは、この先の博物
館の定義に関わる議論のところになってくるかなと思いました。

いずれにせよ、学芸員をどういったものとして制度化していくかということは、竹迫委員
がおっしゃったように、市民参画とセットで考えていかなければいけないということは重
要な点かと思いました。

以上です。

【浜田座長】 ただいま佐久間委員から、いいご指摘を頂いたかなと思いますが、確かに
私の周囲の博物館の方からも、やはりボランティアが何十人も集まってくると、それをさば
く専門の職員が必要になってくるんだという話を聞きます。ですから、一律に増えればいい
という問題ではないかなと思いますし、また、今、佐久間委員から、定義に係る課題としま
して、現行の法令では、博物館に勤務する者だけを学芸員というふうに定めておりますが、
それでいいのかという新たな提案が出されたかなと思います。

これらも踏まえまして、先ほどご報告いただいた委員の方からも、補足でも結構です、ご
意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

挙手がなければ、では、私の方から指名をさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、すみません。半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 おはようございます。半田です。

では、2点ちょっとお話しさせていただきたいんですけども、今日、佐々木さん、それ
から内田さんとか、塩瀬さんから頂いたお話は、今までも厳しい博物館の現状の中で、自分
たちはどうしていけばいいのかというところにおける博物館リテラシーの拡大であるとか、
市民との協働であるとかというところでは、言ってみれば博物館の自助と共助とい
うところで自分たちは何をすべきなのかというところでの議論というのは、もう20年ぐ
らいやられてきたところだと思うんです。その上で、博物館の政策を取り巻く、自分たちが
どういう行動を取っていけばいいのか、どういう取組をしていけばいいのかというところ
については、非常に視点もいろいろ、これからもどんどん議論を深めていかななくては
いけない重要なご提案だというふうに思って、これはまた機会があれば、どんどん意見を
集約して深

めていていただきたいなと思ったのが1つ。

片や、ちょっと基本的な議論に戻ってしまうんですけども、このワーキングの位置づけは、どこに向かっているのかというところをちょっと考えながらお話を聞いていました。

というのは、1つは、この前の部会における中間報告の提出された部会での議論を振り返ってみると、部会では、あの中で1つの肝になっていた登録認証制度のメリットというのは何なんだろうというところで、ちょっと議論が深まりつつあったんだけど、結論としては散漫になってしまったというところが、私も委員としての反省点だったんですけども、それを受けて、ワーキングの役割というのは、今回、博物館法の改正議論の基本的方向性をデータも示していくという役割を担っているんだろうというふうに思うんです。そうしたときには、今日、青木さんがお出しになった例えば6条はこういうふうに変えた方がいいんじゃないかと、その理由はこうだというような観点での議論が、やっぱりワーキングの中では積み重なって行って、その1つの集約としての報告なり、それが幾つかの中間報告に分かれるのかもしれませんが、そうしたものが部会に上がっていくというような方策というか、その議論の積み重ね方というのを、もう1回整理する必要があるのではないかなというふうに思ったというのが正直な感想です。

それともう一つは、佐々木さん、内田さんと塩瀬さんがおっしゃったことというのは、本当にそうなんですけれども、市民からというか、社会からのサポートを受けることで、厳しい状況を打開していこうというのは、何となく、では、法律はどうするんだと言ったときに、やっぱり基本的な登録制度のメリットの中に含まれる1つの関連事項として、そこにいる学芸員をどういうふうに位置づけるのかとか、最低限これだけの学芸員は必要だとかということ、博物館の要件としてきちんと規定ができるのか、どこまで法律に書き込めることができるのかというところが、やっぱりメインの柱として深められていかないと、逆に本体は別に平均学芸員保有数0.7とかでもいいではないかと、社会が支えれば。要するに、1人に満たない学芸員数が組織としては位置づけられていても、外からの共助によって成り立つんだったら、それでいいではないかという方向にいかないようにするリスクヘッジも、やっぱり法律としては必要だというところの位置づけをどこに着地させるのかというところがとても大事ではないかなというふうに思ったんです。

指定管理者制度の検討のときも、メリットが喧伝されたわけですよ。民間ノウハウであるとか、自由な裁量であるとか、資金の流動性とか、調達自由度とかということだったんだけど、結局、コスト削減であるとか、人員が絞られるとか、給料が下がるとかという

ころの弊害というのが、メリットがなかったとは言わないけれども、そういったところとのバランスの中で指定管理者制度というものの課題も今も議論されているというところを踏まえてみると、どういうふうに基本的な、これから議論する登録とか認証制度に乗ってくる博物館というものの要件の中に、学芸員というものを、少なくともどういうふうに位置づけるのかということというのはきちんと抑えていくということと平行で、今の学芸員さんの仕事を、では、共助の中で市民と連携するとか、人材を活用するということはどういうふうにサポートできるのかという議論をやっぴりやっていかななくてはいけない。でも、その2本の軸の中では、やっぱり1番目の法としてどう規定できるのかということをもうちょっと深めていく議論が必要ではないかなと、それがワーキングの基本的役割ではないかなというふうにちょっと感じました。

以上です。

【浜田座長】 ただいま半田委員から重要なお指摘があったと思います。法ですとか、制度を変えると、やはりそれが悪い方向に使われてしまうとか、転換してしまうという心配は、これは十分考えながらやらないといけない部分かと思えます。

また、私の座長の力不足というところもあるんですが、このワーキンググループと部会との関係性も改めてしっかりと考えていかないといけないのかなと思えます。後でまた事務局からも、その辺のご検討をしていただけたらと考えております。

ただいまの半田委員の意見も踏まえまして、では、佐々木委員、どうぞ。

【佐々木座長代理】 半田さんのお指摘はごもっともで、私も平行というのは大前提にしています。そこを忘れてはいけないというか、大前提で、やはり登録なり認証制度の基準で、学芸員はしっかり置くと、例えば常勤で複数置くというようなことがある前提の下での、学芸士ではなくて博物館士、「仮称博物館士」ですけれども、支える人材、関わる人材を増やしていくというところを、両方セットで考えなければいけないですね。この基準でしっかりと必要なものを置いていくというのは、底上げの部分で、関わる人を増やしていくというのは盛り立ての部分ですので、片方だけでもないだろうというところを前提に組み立てているということは、半田さんのお指摘と同じというふうにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

【浜田座長】 そのほか、ご意見ある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

では、まだご発言いただいていない、原委員、よろしいでしょうか。

【原委員】 原です。よろしくお願いします。

私も皆様の、要は、在野の、外にいらっしゃる人たちの非常に最先端な若い力だったり、あるいは他分野からも引き込んでくださる力というのが博物館の中うまく利用できれば、それはすばらしいことだと思って、学芸員士の考え方なども、何らかのそういった助けていただけるようなというのでしょうか、支援していただけるような在野の人たちのリストがあると、それはいいなというふうにはお伺いしていました。

一方で、半田先生がおっしゃるように、やはり今回のワーキングの目的を考えれば、実際の今いる博物館の中心となっている学芸員というものをどう規定し、逆に博物館を運営している運営者に対して、その専門性を認めてもらい、その人材を増やしていく手法に博物館法がうまく機能するように改善することも必要なのではないかなと思っています。

私の職場環境を例にすれば、もう非常に劣悪でございますので、ましてや非常勤学芸員の方が多き状況の中で、非常勤学芸員が週1回では、あるいは週何回かでは限界があるということはどうやって組織に説明していくかというのは、実は日々苦しんでいるところなんです。そこに博物館法は全然助けになっていないというのが1つです。

なので、学芸員というものは何が必要か。ましてや、今、東京都の教育委員会の学芸員には人事権はありませんので、いくら言ってもこの職員が、学芸員の立場から見れば非常に有能で、こちらの仕事を次にさせたい。そうすれば彼は、彼女は、もっと有能な経験を持つことになるだろうと思ったとしても、それを反映させるような組織ではないんです、東京都の場合。多分、多くの市町村の学芸員も1人しかいなかったり、2人しかいない中で館長がいて、その中で、次にどうやって発展させていきたいというふうに思ったとしても、それが博物館という組織の中で取り上げていただけるような発言力、あるいは権力を持っていたり、そうではないのではないかと思います。恐らく人事権、それから任命権、博物館の方向性を決めている人たちは別のところにおいて、市町村としては何ともし難い中で、この予算で、この陣営でやれと言われたことをやるというような、ともすれば、ちょっと被害意識のすごい強い学芸員が育っていったという矛盾も抱えているように思います。

ただ、学芸員という、博物館の中でどういうふうに運営をしていき、ヒエラルキーをつくっていったって、それなりにやっぱり経験と知識と技術を積んで研さんしていった学芸員が、博物館行政、あるいは博物館運営というものの中に、どういう発言力を持たせていくのかというのも大切な考え方なのではないかなと思います。

一方で、学芸員補のお話があったので、3つ目にお話ししたいんですけども、東京都教育委員会の中では、先ほど、博物館施行令だったと思うんですけども、学芸員資格認定という条項があるんですよ。民間で、あるいは小さな博物館で、長年事務職だったにもかかわらず、学芸員補と認定されなかった人たちが、国の認定を受けて学芸員として名のって、前任者の学芸員がいなくなった後も、よく分かっているんで、この人を学芸員としてずっとやっていきたいなどという話がよく持ち込まれます。それで東京都教育委員会とか、都道府県教育委員会は、そういう人たちの働きぶりの過去のことを調べて、それで推薦書を作って文化庁の方に推薦する。学芸員資格をその人たちに付与するという役割を持っています。多分文化庁の方でお調べになれば、それが毎年何人、資格認定が来ているのかということが全国で分かるのではないかなと思うので、次回、ぜひぜひその人数を出していただきたいと思うんですが、今すぐ学芸員補を削ってしまうと、その道がなくなってしまう可能性があります。市町村さんの場合は、特に学芸員という資格を取って、有資格者を採用することができず、けれども、博物館の中、あるいは外にも含めて、その次の人をどうしようということを考えて、事務職をあてがってずっと学芸員と事務職でやってきて、その博物館のことをよく知り尽くした人がいたりするんですよ。その人が、次に前職の人が学芸員がいなくなってしまうときに、学芸員として任用できるかどうかというのが、やっぱり市町村さんにとっては大切なんだなと思っています。

というのは、学芸員というのは、来年募集しますというふうにして、1人募集したとすると、その学芸員が本当に根づいてやってくれるかというのは、当たるも八卦当たらぬも八卦、非常に怖いんです。その何年か前から、非常勤なり何なりして、それから、これと思う人を見つけてきて、それで採用していて、この人は信用できるから正学芸員とするという道が、実は少なからずあります。その道をどうやって整えていくかというのも博物館法に求められていると思います。なくしてしまえというのは簡単なんですけれども、今それを目指して待っている人たちがいらっしゃることは、多分、全国に何人かいるはずなので、その辺を文化庁さん、すみませんけれども、ちょっと統計的に出していただきたいと思います。要望です。よろしくをお願いします。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ただいまのはご要望ということですかね。事務局でまた次回の会議にまとめただけならと思います。

、学芸員の採用とか異動に関しては、やはり公務員の人事問題が関わってくるということ

もご指摘がございましたし、また、学芸員補も一方でなくなると困るという立場の方もいらっしゃるというご発言を頂きました。

この後、引き続いて、オブザーバーの方からご意見を頂きたいと思いますが、芳賀先生から挙手がありますので、まず、お願いいたします。

【芳賀オブザーバー】 芳賀です。ありがとうございます。私は、半田さんのご意見に賛成いたします。法律の法改正においては、博物館を取り巻く人材や、学芸員の周囲、あるいは市民参画ではなくて、学芸員そのものについて考えるべきだと思います。つまり、佐久間委員のご意見にあるように、資料責任者であるべき人、専門職としての任用であるべき人を法律ではまず第一に考えるべきです。認証制度のメリットを踏まえた、いろいろな館種を超えた統一性を踏まえた学芸員そのものについて法改正を考えるべきです。

最近、「自助・、共助、・公助」という言葉がありましたが、「自助」として学芸員が頑張っている時、だから「共助」で学芸員の周りを支えようとする議論ではなくて、この会議では、まず、正に法律という「公助」における学芸員そのものを、考えるべきだと思います。

具体的には、博物館法の第4条の4の改正を考える。その前提として、平山課長に伺いたいのですが、第4条の4に学芸員の調査研究というのがありますが、あれはどの範囲を、文化庁としては指しているとお考えなのでしょうか。「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」とあるのは、これは学芸員が所属しているその博物館の資料だけなのでしょうか。それとも、もっと広い資料を対象とする学問的な研究のことを差しているのでしょうか。そういうことも、まずはお聞きして検討していくべきかと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま事務局に対して質問も出ましたが、事務局で何かご回答ございますでしょうか。

【稲畑補佐】 事務局です。すみません。平山課長は今、中座しております、不在にしておりますけれども、幾つか今まで事務局がお答えすべき内容もあろうかと思っておりますので、ここで一度、発言させていただきたいんですけれども、皆さんおっしゃるとおり、このワーキンググループは法制度の在り方を検討するものでして、すみません、事務局の最初の論点整理が悪かったんですけれども、今回の課題は、もちろん法改正に関するものでございまして、佐々木委員からのご説明にもありましたけれども、佐々木委員と青木委員のご説明は、学芸員補に関する論点の整理から始まって、ただ廃止するのではなくて、オルタナティブな

案を出していただいたというのが趣旨でございました。そこから派生して、佐々木委員のご発表に、博物館士というアイデアに関連して、塩瀬委員と内田委員にご発表いただいたと。さらに、その塩瀬委員と内田委員のご発表は、今後、議論させていただきたいと考えております、単独の館ではなくて、ネットワークで課題に対峙していくんだというアイデアとも関連していく話でございました。ですので、今回の議論は、学芸員補の問題と、そのネットワーク的な連携の在り方について議論を深めていただきたいというのが事務局からの思いでございました。

皆さんおっしゃっているような学芸員の問題については、当然、法改正のスコープに入りますし、それが非常に重要な問題であるというのは認識しておりますけれども、前回のワーキンググループでも既に議論いただいておりますし、今後も議論してまいりますし、最初の事務局の論点整理でご説明しましたけれども、前回のワーキンググループでは、ここは拙速ではなくて時間をかけて議論していくんだというようなご指摘があったかと思えます。その辺をはっきり言わなかったのが悪かったんですけども、この辺を法改正のタイムスケジュールとの関係で、どう整理していくかというところも非常に重要になってくると思いますので、この辺りも、今後、議論させていただきたいと思えます。

以上です。

【浜田座長】 ただいま事務局からまとめてお答えを頂きましたが、芳賀先生、そんな形でよろしいでしょうか。

【芳賀オブザーバー】 はい。取りあえず、もうちょっと博物館法第4条の4の学芸員が司る事項のところについて、議論の前提としてご見解を伺いたかったんですが、でも、今、栗原さんが手を挙げていらっしゃいました。

【稲畑補佐】 第4条の解釈は、何といたしますか、この場で、多分、芳賀先生がおっしゃっているのは、調査研究が館に関するものか、館以外のものかという、それをお聞きになりたいということですね。

多分、教科書的な解釈は館に関するものだというのが答えだと思うんですけども、芳賀先生のご意図は、それを広げていきたいということだと理解して、それは理解しておりますけれども、そのような議論をぜひぜひこの場でしていただきたいと思います。その議論は、学芸員の養成、学芸員資格そのものに関する議論だと思いますので、これはまた別に場を設定いたします。

【浜田座長】 それでは、続きましては、オブザーバーの栗原さんからお願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。栗原です。今の第4条の話話を話したいのですが、長くなるので、ちょっと今日はやめておきます。

基本的なワーキングの進め方としては、半田委員がおっしゃったとおりでございまして、夏までに法改正しなければいけないというときに、塩瀬さん、内田さんの議論は、それはそれで大事なんです、基本的に運用の話なので、やはり法改正に係る部分を優先的に議論すべきだと思います。

その上で、ちょっとコメントさせていただきたいんですが、学芸員補のことですけれども、佐々木委員には同じことを何度か申し上げているところではありますけれども、少ない単位で博物館士という称号を与えるという案については、私は、なかなか懐疑的です。というのは、わざわざ国が称号を与える必要があるのだろうか。すなわち、いわゆる検定と同じようなレベルのものであれば民間資格でいいのであって、わざわざ国としてこういったものをつくる必要があるのだろうか。佐々木さんが再三言われている理解者養成であれば、それは国が与えるものではないと思っています。ここはもう少し再考が必要なのではないかと考えます。

もう1点、青木委員のご提案の方は、これはこれであり得るのかなというふうに考えています。といいますのは、先ほど司書補の紹介もございましたけれども、司書補に比べて学芸員補は、何らその科目単位の履修を義務づけていないという限りにおいて、博物館法で学芸員補にも同じように履修を義務づけるというのは、それは1つの考え方としてはあろうかと思えます。

一方で、若干規制強化ということになりかねないのではないかと、も懸念します。多分、全博協に加盟している7校の短大は、資格は取れないけれども、9科目を全部履修しているのではないかと私は思います。多分そのデータもあると思うのですが、せっかく同じ科目・単位を履修しておきながら、四大を出ていないが故に学芸員の資格が取れないというのであれば、むしろ短大を出た方々に学芸員補という資格を正式に設けるといことにすれば、それほど規制の強化にはならないのかなと思いますので、これは一考の価値があるかなと思いました。

ただ、原委員がおっしゃったとおり、いわゆる審査認定を受ける方々の実務経験の年数のカウント、それにどう影響してくるのかというのはちょっと考えなければいけないと思います。私の知る限り、審査認定の中には、いわゆる業績と面接だけで受験する方々がいる、と思うんですが、それは毎年1桁台でしか、なくほとんどは大学の先生で学芸員の資格を取

っていない方とか、あるいは論功行賞的に資格を与えとか、そういうレベルであって、もし本当に博物館で学芸員を必要とするのであれば、むしろ、はっきり言ってしまうと放送大学などで比較的簡単に単位が取れますので、それを修得させることを優先させるべきであって、審査認定を充実させるべきだとは私は考えてはいません。こういう具体的な議論をぜひこのワーキンググループで、これからしていただきたいと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 何度もすみません。今の論点に関わる場所ですけれども、実は私自身も、そういう採用のされ方をされている部分があるんです。学部時代に学芸員資格を取らずに、大学院でもって専門の勉強をして、その専門性でもって私は採用されました。学芸員資格は採用されてから認定試験で受けたんですけれども、ただ、採用時の処遇としては、学芸員補の称号を一番最初に辞令としてもらっています。

なので、そういった場合の採用形態が、短大で所定の単位を得た者みたいな形になってしまうと、できなくなってしまうんですね。称号として。なので、専門職、私、別のペーパーで、今日は時間がないのでやりませんが、大学院生とか博士課程をやっている者がどういうふうな形で学芸員資格を取得できるのかという問題は未解決で残っていますので、そうした人間が博物館に入ってくるルートとして、一旦この学芸員補というステップはある意味重要になっているところはあるかと思います。なので、そういった実態を踏まえていかなければいけないかなというふうなのは原さんと同意見です。

もう一つは、皆さんご指摘いただいたような4条4項の博物館の資料の責任者としての学芸員というのは、条文には書いてあるんですね。これをどういう採用形態で、どういう人が必要なんだという実態のところ結びつけていくのか。そのために法令上でどういうふうな工夫をすべきなのかというところが、今日の一番肝なのではないかと思います。それがないと、内田さんがご提案いただいたようなシステムも機能しないんだと思うんですよ。責任者は誰なのか。みんながわらわらと寄って博物館が運営できるほど簡単ではないと思うんですね。

このシステムは、下手をすると、図書館で民間会社がみんなサポートして、でも、図書館としての軸になる運営ができていないというような事例も散見されますから、それと同じ轍に博物館が陥ってしまっただけではないんですよ。なので、博物館の責任者はどうしていく

のか、資料の責任者をどうつくっていくのか、そのための採用形態はどうかというところに今日の議論は収れんしているように思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では、佐々木委員、どうぞ。

【佐々木座長代理】 栗原さん、ちょっと議論がかみ合っていないと思うので補足しますが、学芸員補については、今、ご紹介ありましたとおり、現行では博物館学を全く勉強しなくても、一応なれる立てつけになっていますよね。実態は置いておいてです。そうであるならば、有名無実化した資格というか、位置づけられているものをそのままにせず、基礎的な単位を取得した人たちについて、仮称博物館士、これを社会教育士のように称号とするのか、学芸員補に代わる基礎資格と位置づけるのか、それは精査しないとイケませんが、そういう意味において、今まで全く専門性のない位置づけにしているものを、底上げしていくという発想で組み立てていき、更に広がりを持たせるという、提案です。このまま手をこまねいていいんですか、ということがあるわけですよ。広がりとか、関心を持って関わりたいという人も相当あるであろう、潜在的にもあるであろう、そうしたニーズを生かす方策を法制度の中に位置づけていくという問題意識が必要なのではないかと思うんです。それは法改正になるのか、省令改正になるのかというレベルはあるにせよ、未来の持続可能な博物館を見据えた議論を、ここでしなければどこでするんだ、ということがあるわけです。

以上です。

【浜田座長】 もし栗原委員から再度コメントがあれば、どうぞ。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。以前から国家資格については、埋蔵文化財とか、あるいはアーキビストとか、いろいろなところが検討しましたが、政府全体の中でなかなか新たな国家資格を設けるのは難しい状態に、あると思います。そのときに佐々木委員が言われたような形での新たなことがつくれるのかというのが、そもそもある。要するに、国家資格や称号というのは、それなりに国が付与するものなので、ある程度高度な専門性が求められるのではないかと思うんですよね。だから、理解者養成というレベルで国が称号を与えるというのは、本当に今のご時世でできるんだろうかというのが問題点、です。逆に、下手にいじろうとして、そもそも学芸員の資格なんて簡単に取れるではないかということになって、学芸員の国家資格そのものが危機に陥ることにならないかと心配して、いま

す。それだったら、逆に、短期大学士に学芸員補の資格を与えるということにした方が、むしろいいのではないかと考えたわけです。佐々木委員のご趣旨はよく理解しているつもりですが、そういう制度面から果たしてどっちが賢明なのかと考える必要があると思います。

【浜田座長】 半田委員、どうぞ。

【半田委員】 、佐々木さんのご提案されている博物館士、つまり、ある程度、基本的な博物館理解と知識を持った人が、博物館のサポートに携わるということと、内田さんをご提案された中間組織論という考え方は、新しい登録あるいは認証制度を担っていくために必要だと言われている第三者機関の機能の中に入れられるかどうかという観点で議論するのが、落ち着きどころではないかと感じています。個別の論点についての提案が、それぞれに新しいプロジェクトのようになっていってしまうよりは、求められる第三者機関の役割と構造のところで、その中に入れるべき機能と、そこには入らない機能、を区分けして、入れるべき機能について、それをどういうふうにつくっていくのかを議論、するのが効率的かと思いました。

もう一つ、今日のご提案も踏まえて、私はその第三者機関が担う機能の中で1つ必要ではないかと思っていることを最後に申し上げたいんですけども、それはやっぱりユニオンの機能なんです。佐久間さんがおっしゃったけれども、今、現場の学芸員さんたちが非常に疲弊しつつ業務に当たっている中で、なかなかそれを労務とか雇用の問題として相談できる窓口がないというのは、やっぱり問題だと私は認識しているんですけども、組織の中では、そういう問題意識を訴えられる窓口がない。例えば学芸員さん、が抱える労務的悩みの相談などを受けて、その改善に向けて解決策を一緒に考えて対処していけるような機能は、今考えていくとすれば、その第三者機関の中に置けるかどうかという検討も必要なのではないかと思っています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま半田委員からは、人材活用に関しては、今後設ける認証制度の第三者機関との関係性で再論議するのもいいのではないかとご提案だったかと思いますが、もちろん人材制度と双方は関係してきますので、更にこれから詰めていかれたら良いかと思っております。

それから、もうお一方、オブザーバーの小佐野先生にも、今日、ご出席いただいております。ご発言をお願いしたいと思います。

【小佐野オブザーバー】 どうも遅くなりまして、小佐野です。

皆さんのご意見をいろいろお聞かせいただきまして、基本的には、半田さん、佐久間さん、そして芳賀さんたちの言った、やっぱり法制度を中心的に議論すべきであると思います。

そして、SDGsの話がどなたかから出ましたが、このワーキンググループを立ち上げたときに、たしか博物館法70周年というところで、現状との乖離が非常に大きいから改正するというお話で始まったかと思います。それで、そのときに、そうすると、我々は過去と現代というのを見据えているだけの視点でこの議論をしておりますが、むしろ、例えば2050年というところから立って議論するというんですか、考えるということが必要ではないかと。これはつくづく感じました。

こんなことを申しますのは、何か中国文学の専門家に聞きますと、中国の時間の流れの考え方、これは文章のセンテンスにあるらしいんですが、未来から過去に時間は流れるという考え方があるらしい。日本にはもちろんございませんが、どうもそういう視点に立って、やはり細かいところを詰めて、法制度として、50年後も有効性があるようなものに変えていくという、それが重要ではないかと思ひまして、皆さんのご意見を聞いておりました。

1点、佐久間さんからあった学芸員ですが、私が前から言っているんですが、国家資格が任用資格になっている、これが問題ではないかと。ですから、これの国家資格を、要するに、建築士みたいに、ある意味での免許制というんですか、そういうものにして、建築士の方は、何か活動していないと停止されるらしいんですよ。ですから、何年かに一度、更新のための仕組みがあるらしいんです。ですから、国家資格の学芸員もそのような形に変えることができないかと。これは栗原さんにもお聞きしたいところであります。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま小佐野先生から、学芸員の免許制度というご提案も出ました。時間ももうかなり迫っておりますが、ただいまのご意見等も踏まえまして、もう一言述べたいという方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。

【佐々木座長代理】 浜田先生、小林先生がまだご発言されていない。

【浜田座長】 ごめんなさい。小林委員、申し訳ございません。

【小林委員】 大丈夫です。もう皆さんが十分にお話しいただいたことに尽きるかなという感じです。

それで、私もずっと気になってきたことを小佐野先生が最後に言ってくださったところ

もありますので、今日のところは特に発言はありません。

【浜田座長】 すみません。ありがとうございました。

今、小佐野先生から、栗原さんにどうですかという投げかけがございましたが、何かコメントはございますか。よろしいでしょうか。

【栗原オブザーバー】 いや、少なくとも任用資格のあるうちは更新制というのはあり得ないと思うので、では、それを汎用資格にするかどうかというのは、多分、社協主事だの司書だの、いろいろなところに影響があるので、もうちょっと総合的に考えていかなければいけない議論だとは思いますが、個人的な思いはありますが、今日はコメントしません。

以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございました。

今日は、新しく博物館士という制度の提案、それから学芸員補の新しい方策、更に現有資格者を含めた博物館を支える人々の活用方策について、ご提案、ご意見が出たところだと思います。

本当はもう少し論議したいところですが、今日はお時間が参りましたので、論議は以上にさせていただきたいと思います。引き続き、また次回、この辺の論議を深めたいと考えます。

また、ご意見のある委員につきましては、引き続き事務局の方にメール等をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、半田委員から、一番最後のページに、資料の添付がございます。こちらの説明をお願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。資料 9、53 ページですけれども、4 月 24 日に予定しております日博協が主催させていただくシンポジウム、「これからの博物館制度を考える」についてです。ぜひ、ご自身を含めてご関連の方に PR をさせていただきたいと考えているところなんです。今回は、3 月に芳賀さんを中心にやっていただきました日本学術会議のシンポジウムとはちょっと方向を変えて、それぞれの種類の違う博物館の館種団体の方から、制度あるいは博物館法についてのご意見を述べていただくという構成です。ですので、このシンポジウムで 1 つ着地点が見つかって、そうだねという結論が出せるとは全く考えておりませんが、日本の博物館は多様で裾野が広いということをみんなで共有できる 1 つのキックオフにしたいなと思っておりますが、塩瀬さんには申し訳ないんですけれども、この中に大学博物館が現状では入っていません。大学博物館の全国的なネットワークというの

が、今のところ見当たらず、こうした議論の機会は今後も続けていきますので、次回、次々回で、またそういう場もつくりながら、裾野の広い議論を進めていきたいなと思っております。プログラムも大体固まってまいりましたので、ぜひよろしく PR をお願いいたします。

以上でございます。

【浜田座長】 ぜひ皆さん、お時間がありましたら参加いただくとともに、皆さんに PR をしていただけたらと思います。

それでは、最後になりますが、事務局から今後の予定等についてご説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 次回のワーキンググループは、4月27日に皆様、ご予約いただいておりますけれども、議題等については改めて事務局からご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【浜田座長】 では、次回も引き続きよろしく願いいたします。

それでは、定刻を迎えましたので、これで第4回のワーキンググループを閉会いたします。今日はどうもありがとうございました。

— 了 —